

〔別 紙〕

様式 2

事業報告書

(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 特定医療法人扇翔会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法

人

☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区 1 番

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和61年12月11日

(4) 設立登記年月日 昭和61年12月15日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	別紙のとおり
理 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者で

(5) 役員及び評議員

R4.4.1

	氏 名	備 考
理事長	宮崎 俊聡	当法人 理事長
副理事長	川上 重彦	当法人 南ヶ丘病院院長
常務理事	川尻 文雄	当法人 南ヶ丘病院副院長(外科系診療部長)
同	向坂 喜湖	当法人 南ヶ丘クリニック院長
同	大岩 滋人	当法人 法人局長
理事	宮崎 誠示	当法人 会長
同	高澤 タマエ	当法人 相談役 シェーネアルト代表取締役
同	山崎 悟	当法人 シェーネアルト副代表取締役
同	産形 洋子	当法人 シェーネアルトシェーネアルト専務取締役
監事	八田 守	税理士法人 八稜代表
同	野村 徹	(医)扇寿会 副施設長
評議員	田中 邦美	(医)扇寿会 理事長
同	油木 京子	(医)扇寿会 会長
同	高澤 修一	(医)扇寿会 事務長
同	奥田 肇	麻酔科医
同	澁谷 武志	シブヤEDI(株) 代表取締役社長
同	後出 雅敏	税理士法人ノチデ会計 代表取締役
同	出口 久美子	当法人 クリニック責任者
同	出口 光子	株式会社シェーネアルト 憩の家管理者
同	北村 千栄子	株式会社シェーネアルト
同	北 善子	当法人 法人局副部長
同	福田 太睦	石川県観光特使(前事務部長)
同	佐々木 まどか	当法人 看護部副部長
同	山田 香織	株式会社 シェーネアルト常務取締役
同	山上 教宏	当法人 南ヶ丘病院診療技術部長
同	勝島 美和	当法人 南ヶ丘病院看護部長
同	村山 英孝	当法人 南ヶ丘病院事務部副部長
同	高出 進	当法人 南ヶ丘病院診療技術部副部長
同	北村 大助	野々市市市議会議員
同	地引 逸郎	当法人 南ヶ丘病院内科医長
同	牧野 勉	自宅

あることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	南ヶ丘病院	石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番	一般病床 120床
診療所	南ヶ丘クリニック	石川県金沢市馬替町136番地 ホームみなみ内	一般病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
南ヶ丘訪問看護ステーション	石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番	
南ヶ丘ヘルパーステーション	石川県金沢市額新保町1丁目351	
南ヶ丘居宅介護支援事業所	石川県金沢市額新保町1丁目351	
金沢市地域包括支援センター まがえ【金沢市委託事業】	石川県金沢市額新保町1丁目351	
野々市市本町地区知己包括支援センター【野々市市委託事業】	野々市市菅原町1番13号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月26日 令和2年度決算の決定

令和3年9月30日 理事辞任の承認

令和4年3月24日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和3年5月25日 南ヶ丘病院開設許可（令和3年6月開院）

令和3年9月15日 南ヶ丘クリニック開設許可（令和3年10月開院）

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

〇〇年〇〇月〇〇日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関

〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院

〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診

法人名 特 定 医 療 法 人 扇 翔 会

※医療法人整理番号 00108

所在地 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区 1 番

財 産 目 録
(4 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	6,108,382 千円
2. 負 債 額	5,854,576 千円
3. 純 資 産 額	253,806 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	938,780
B 固 定 資 産	5,169,602
C 資 産 合 計 (A + B)	6,108,382
D 負 債 合 計	5,854,576
E 純 資 産 (C - D)	253,806

(注) ・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (◆ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (◆ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 特定医療法人 扇翔会

※医療法人整理番号 00108

所在地 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	938,780,568	I 流 動 負 債	171,142,778
現金及び預金	468,392,797	支払手形	0
事業未収金	415,063,626	買掛金	35,340,535
有価証券	813,993	短期借入金	0
たな卸資産	8,202,208	未払金	57,402,837
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	1,161,117	未払法人税等	77,100
その他の流動資産	45,146,827	未払消費税等	0
II 固 定 資 産	5,169,602,351	前受金	143,920
1 有形固定資産	4,707,730,699	預り金	8,046,248
建物	3,396,969,140	前受収益	0
構築物	0	賞与引当金	70,132,138
医療用器械備品	305,275,057	その他の流動負債	0
その他の器械備品	52,094,453	II 固 定 負 債	5,683,433,885
車両及び船舶	686,786	医療機関債	7,394,000
土地	944,490,946	長期借入金	5,163,140,000
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	8,214,317	退職引当金	512,899,885
2 無形固定資産	93,056,670	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	5,854,576,663
ソフトウェア	93,056,670	純資産の部	
その他の無形固定資産	0	科 目	金 額
3 その他の資産	368,814,982	I 基 金	0
有価証券	55,775,526	II 積 立 金	662,000,000
長期貸付金	1,192,800	代替基金	0
保有医療機関債	0	利益準備金	11,000,000
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	0
役職員等長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	309,961,490	繰延ヘッジ損益	△ 419,193,744
その他の固定資産	1,885,166	純資産合計	253,806,256
資産合計	6,108,382,919	負債・純資産合計	6,108,382,919

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 特定医療法人 扇翔会

※医療法人整理番号

00108

所在地 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

損 益 計 算 書
(自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		2,077,254
1 事業収益		
2 事業費用		
(1)事業費	2,131,747	
(2)本部費	133,817	2,265,564
本来業務事業損失		△ 188,310
B 附帯業務事業損益		160,092
1 事業収益		142,836
2 事業費用		17,256
附帯業務事業損失		
C 収益業務事業損益		0
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		△ 171,054
II 事業外収益		
受取利息	16	
その他の事業外収益	247,801	247,817
III 事業外費用		
支払利息	34,726	
その他の事業外費用	5,949	40,675
経常利益		36,088
IV 特別利益		
固定資産売却益	41,934	
その他の特別利益		41,934
V 特別損失		
固定資産売却損	294,098	
その他の特別損失	677,016	971,114
税引前当期純損失		△ 893,092
法人税・住民税及び事業税	112	
法人税等調整額		
当期純損失		△ 893,204

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 特定医療法人 扇翔会
所在地 〒921-8847 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

※医療法人整理番号 00108

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

特定医療法人扇翔会

理事長 宮崎 俊聡 殿

3

私（注1）は、特定医療法人扇翔会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年⁴月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月14日

特定医療法人扇翔会

監事 八田 守

監事 野村 徹

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。